



公園はみんなの憩いの場 迷惑行為はやめましょう

園道路公園課 ☎982・9901
FAX983・2245

後を絶たない施設の破壊、 れっきとした犯罪行為です

公園内では、次のような損壊行為が後を絶ちません。

- 建物や遊具などの破壊
- 落書き
- 放火

これらの行為は、れっきとした「犯罪行為」で、決して許されるものではありません。

市では職員による定期点検や夜間パトロールのほか、悪質行為や被害が甚大な場合には、警察署へ被害届を提出しています。

公園施設などの損壊行為は、刑法の「器物損壊罪」に該当し、3年以下の懲役または30万円以下の罰金もしくは科料に処される場合があります。

公園は、市民の皆さんの憩いの場であり、大切な財産です。損壊行為は絶対にしてはいけません。

もし、そのような行為を目撃した場合には、吉川警察署（☎958・0110）または市役所へ通報をお願いします。

公園でのマナー違反に みんなが迷惑しています

公園では、次のようなマナー違反も後を絶ちません。

- ペットの放し飼いやフンの放置
- 自転車・バイクの乗り入れ
- 不用品の不法投棄、タバコの吸い殻や飲食したゴミの放置

このほか、7月から9月にかけては、夜遅くの花火や騒音を出すなどの非常識な行為が目立ち、近隣住民は大変迷惑しています。

公園は、小さなお子さんからお年寄りまでいろいろな方が利用します。自分が快く過ごすためにも、ほかの利用者に迷惑を掛けないよう心掛けましょう。

公園は、小さなお子さんからお年寄りまでいろいろな方が利用します。自分が快く過ごすためにも、ほかの利用者に迷惑を掛けないよう心掛けましょう。



関公園・多目的トイレ
便座の破損



9月10日は下水道の日 下水道への接続はお済みですか？

園河川下水道課 ☎982・9982
FAX983・2245

現在、吉川市では下水道が整備されている地域に住む方のうち、約95%の方が下水道に接続し、利用しています。

しかし、せっかく下水道が整備されても、家庭や工場、店舗、事業所などで接続していただけないと、地域の生活環境の改善につながりません。

下水道への接続は、条例で「下水道整備後1年以内」と義務付けています。下水道供用区域にお住まいで、現在下水道に接続されていない方は、お早め接続をお願いします。

下水道接続の手続き方法

- ① 下水道の供用開始区域の有無を確認する。
- ② 市の指定工事店（複数）から見積りを取る。
- ③ 見積りの内容が納得できたら契約を取り交わす。
- ④ 市役所へ申請書を提出（指定工事店が代行）する。
- ⑤ 工事完了後、市役所へ完了書類を提出（指定工事店が代行）する。

⑥ 指定工事店と市担当者が完了検査を実施する。

※下水道計画のない地域では、農業集落排水（農政課）や浄化槽の設置費用の一部助成制度（環境課）があります。

募集 木売却し清掃 ボランティアを募集中

木売却しは、さくら通りと並行して流れる、主にさくら通り西側地区の雨水排水のための水路です。

この清掃活動は、下水道未接続世帯からの生活雑排水の流入や、ゴミのポイ捨てなどによる水辺の環境悪化が懸念されることから毎年行っているものです。皆さんのご協力をお願いします。

⑩ 10月10日 午前9時から2時間程度（雨天時は中止）

※午前8時50分に市役所駐車場に集合。

持長靴、タオル、軍手など

⑪ 9月25日 園まで、直接または電話で河川下水道課へ。